

宇治市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和6年2月16日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

堀 明人

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

教育委員会の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

報償費支出状況（学校教育課、教育支援課、善法青少年センター、河原青少年センター、大久保青少年センター）

委託料支出状況（学校教育課、善法青少年センター、河原青少年センター、大久保青少年センター）

補助金支出状況（学校教育課、教育支援課）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、教育委員会学校教育課、教育支援課、善法青少年センター、河原青少年センター及び大久保青少年センターにおける事務事業のうち、主として令和5年4月1日から令和5年9月30日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和5年11月1日から30日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和5年12月21日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、下記のとおり適正であった。引き続き適正な事務の執行に努められたい。

記

1 学校教育課

- (1) 報償費支出状況について
適正に処理されていた。
- (2) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
- (3) 補助金支出状況について
適正に処理されていた。

2 教育支援課

- (1) 報償費支出状況について
適正に処理されていた。
- (2) 補助金支出状況について
適正に処理されていた。

3 善法青少年センター

- (1) 報償費支出状況について
適正に処理されていた。
- (2) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。

4 河原青少年センター

- (1) 報償費支出状況について
適正に処理されていた。
- (2) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。

5 大久保青少年センター

- (1) 報償費支出状況について
適正に処理されていた。
- (2) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。